平成２９年（フ）第４２３号
埼玉県草加市松原２丁目４番20―701号
破産者　佐藤　徳子
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
石川県羽咋市御坊山町12番地３
破産者　葛西　　渉
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第２６号
石川県羽咋市御坊山町12番地３
破産者　葛西　　愛
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１５８号
山梨県甲斐市篠原3038番地８
破産者　渡邊　　敬
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９５３号
京都市左京区山端大塚町16番地13　キーファー205号室
破産者　丹　　庸晃
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
兵庫県姫路市網干区浜田582番地１
破産者　松井　克憲
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１９４号
兵庫県姫路市香寺町広瀬523番地12
破産者　北山　　恵（旧姓高内）
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２７１号
兵庫県姫路市河間町26番地　ソレイユ弐番館201号
破産者　森下　千明
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７２号
山口県防府市緑町２丁目２番27―201号　クエストコート緑町
破産者　アミューズメントＶＩＰこと　藤井　忍
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
愛媛県松山市来住町1189番地１　グランコート岸506号
破産者　姫田　雅男
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０３号
福岡県糸島市潤２丁目６番１―204号
破産者　吉田　弘美（旧姓足立）
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９３１号
福岡県糸島市板持１丁目16番11号
破産者　久保田友美
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０１７号
福岡県宗像市桜美台10番９号
破産者　占部さつき
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７９号
福岡市早良区南庄６丁目14番３―402号
破産者　永田　正俊
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２３号
佐賀県小城市三日月町金田912番地、前住所佐賀市松原２丁目13番９号
破産者　藤川　美雪
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
福島県南相馬市鹿島区西町２丁目129番地、前住所福島県南相馬市鹿島区西町３丁目43番地　鹿島西町第二応急仮設住宅２―３
破産者　大塚　史也
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第１７９号
群馬県高崎市箕郷町下芝726番地９
破産者　湯浅　幸世
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７８号
新潟県見附市今町２丁目８番25号、前住所新潟県長岡市富島町７番地３
破産者　保科　大輔
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
金沢市武蔵町５番５号　コープ野村武蔵309号
破産者　定谷　利雄
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部